

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月27日（平成28年（行個）諮問第69号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行個）答申第142号）

事件名：本人が行った労災請求に関する調査復命書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成26年特定月日に被災した労働災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した労災請求に係る調査復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年1月5日付け山梨個開第27-62号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

山梨労働局の山梨個開示第27-62号は、知る権利を不当に害するものであり、非常に不服であります。事業主の安全に関する責任問題を追及するため、労災調査にどのような会社の人間が協力したのかを知りたいので、不開示部分の開示を求めます。

なお、労災の協力は団体交渉で事業主と合意しています。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成27年11月27日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「私が平成26年特定月日に被災した労働災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した労災請求に係る調査復命書及び添付資料」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成28年1月5日付け山梨個開第27-62号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求者がこれを不服として、平成28年2月4日付け（同月23日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（3）理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が平成26年特定月日に被災した労働災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した労災請求に係る調査復命書及び添付資料である。

イ 不開示情報該当性について

（ア）法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①、4の①及び5の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条第2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、3の②、4の②及び5の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、3の②、4の②、5の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるこ

とは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（４）結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成28年4月27日付け厚生労働省発基0427第3号により諮問した平成28年（行個）諮問第69号に係る諮問書理由説明書につき、理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

（下線部分が追加・修正部分）

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条 該当号)	
			2号	7号 柱書
1	保険給付実地調査復命書①	不開示部分全て（4頁24行目17文字目ないし25文字目、29文字目ないし32文字目、5頁16行目7文字目、8文字目を除く）	○	○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月26日 審議
- ④ 平成29年8月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

- ⑤ 同年11月6日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成26年特定月日に被災した労働災害に関し、平成27年特定月日に特定労働基準監督署長が決定した労災請求に係る調査復命書及び添付資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号5に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の6欄に掲げる部分）について

当該部分は、医師の意見の引用部分であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が行った他の開示請求において既に開示されており審査請求人が知り得ることから、同号ただし書きイに該当する。また、同様の理由により、これを開示しても、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関の行う労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

通番3、通番5及び通番7の不開示部分については、審査請求人以外の第三者の氏名、職業、住所、生年月日及び電話番号の記載であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書きイに該当せず、同号ただし書きロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であること

から、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1及び通番2の審査請求人以外の第三者の職氏名及び審査請求人との関係の記載部分並びに通番4及び通番6の特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した者の署名及び印影等については、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1（上記（ア）を除く部分）、通番2（上記（ア）を除く部分）、通番4（上記（ア）を除く部分）、通番6（上記（ア）を除く部分）及び通番8については、労働基準監督署の担当官が本件労災請求に対する処分に当たり審査請求人以外の第三者から聴取した内容、又は労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された医師の意見が記載されている。

これを開示すると、被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、山梨労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、山梨労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求

人に対しては既に当該決定書の送付がなされており、また、その後、審査請求人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書 名	3 通 番	4 原処分において不開示とされ ている部分	5 不開示 情報 (法 14 条 該 当 号)		6 開示 すべき 部分
				2 号	7 号 柱 書 き	
1	保険給付実 地調査復命 書①	1	① 不開示部分全て（4頁24 行目17文字目ないし25文字 目，29文字目ないし32文字 目，5頁16行目7文字目，8 文字目を除く。）	○	○	3頁の 31行 目23 文字目 ないし 32行 目最終 文字
			② 4頁24行目17文字目ないし25文字目，29文字目ないし32文字目，5頁16行目7文字目，8文字目	新たに開 示		
2	保険給付実 地調査復命 書②	2	① 不開示部分全て（1頁の主 治医所属氏名部分，3頁23行 目17文字目ないし22文字 目，4頁12行目30文字目ないし34文字目，23行目29 文字目ないし32文字目，6頁 24行目24文字目，25文字 目及び27行目29文字目，3 0文字目を除く。）	○	○	5頁の 1行目 24文 字目な いし2 行目6 文字目 及び1 7行目 23文 字目な いし1 8行目 6文字

						目
			② 1頁の主治医所属氏名部分, 3頁23行目17文字目ないし22文字目, 4頁12行目30文字目ないし34文字目, 23行目29文字目ないし32文字目, 6頁24行目24文字目, 25文字目及び27行目29文字目, 30文字目	新たに開示		
3	保険給付実地調査復命書③	3	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字目	○		
		4	② 2頁8行目ないし11頁22行目(項番及び「答」の記載を除く。)	○	○	
			③ 2頁5行目の5文字目及び6文字目	新たに開示		
4	保険給付実地調査復命書④	5	① 1頁不開示部分, 2頁2行目3文字目ないし最終文字, 3行目3文字目ないし最終文字, 4行目3文字目ないし最終文字, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字目	○		
		6	② 2頁8行目ないし8頁最終行(項番及び「答」の記載を除く。)	○	○	
			③ 2頁5行目の5文字目及び6文字目	新たに開示		

5	保険給付実地調査復命書⑤	7	① 1頁不開示部分, 2頁3行目4文字目ないし最終文字, 5行目11文字目ないし16文字目	○		
		8	② 2頁7行目ないし8頁最終行(項番を除く。)	○	○	